

# 教職員互助会のあらまし(令和7年度)

— 青森県教職員互助会に加入しましょう —

## 青森県教職員互助会は

会員への福利厚生事業として、「給付事業」、「厚生事業」を実施しています。

「給付事業」は、病院等を受診した際、自己負担額が一定額を超えた場合、自動で給付する「医療費補助金」をメインに「結婚祝金」、「出産祝金・見舞金」などを給付しています。

また、「厚生事業」は、令和7年度から新規事業として、会員（4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある場合）が、健康づくり等の多様なメニューから自由に選択し実施した場合にその経費を補助する「カフェテリアプラン」を実施します。

さらに、青森県民の教育・文化の活動を支援する事業として「教育・文化事業」を実施しています。

詳しい事業内容は、次頁に記載していますので、ご覧ください。

なお、加入資格や掛金等については下記のとおりです。

### ◇加入資格

1. 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員（ただし、任意継続組合員を除く。）
2. 一般財団法人青森県教職員互助会の事務局職員
3. 理事会が承認した者

任意加入ですので、加入を希望される場合は、「互助会加入申込書」を提出してください。（添付書類は不要。）

### ◇掛 金

掛金は、給料の月額（教職調整額を含む。）に7/1000を乗じた額（円未満の端数切捨て）で、毎月、給料から控除されます。（期末・勤勉手当からは控除しません。）

【例】給料表 教(二)2-13の場合

給料月額	246,300円
教職調整額(4%)	9,852円
計	256,152円 × 7/1,000 = 1,793円

(掛金月額)

### ◇設立の目的・沿革

会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的に設立されました。

昭和39年 4月 1日 任意団体として設立

昭和61年 11月 1日 財団法人として設立

平成25年 4月 1日 一般財団法人へ移行

### ◇運 営

執行機関として教育関係者11名で組織する理事会（理事長は県教育長）と、議決機関として教育関係者11名で組織する評議員会を設置しており、ほかに監事2名を置いています。

また、日常の業務は、県教育庁職員福利課内で行っています。

## 一般財団法人青森県教職員互助会

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁職員福利課内

TEL 017-734-9914



## 互助会の事業内容（令和7年度）

青森県教職員互助会では、下記のとおり様々な事業を行っています。

「給付事業」と「厚生事業」には、請求が必要な場合がありますので、請求忘れないようにご注意ください。

### 《給付事業》

事業名	事業内容等						
<b>医療費補助金</b>  <b>【自動給付】</b>	<p>会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき、共済組合給付額と3,000円を控除した額（ただし、100円未満の場合を除く。）を給付</p> <p style="text-align: right;">互助会控除額</p> <p>自己負担額 - 共済組合給付額 - 3,000円</p> <p>※共済組合給付額は、自己負担額から25,000円（上位所得者は50,000円）を控除した額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【例1】自己負担額が3万5千円の場合</b></p> <p>35,000円 - 25,000円 = 10,000円（共済組合給付額）</p> <p>35,000円 - 10,000円 - 3,000円 = 22,000円（互助会給付額）</p> <p><b>【例2】自己負担額が5千円の場合</b></p> <p>5,000円 - 3,000円 = 2,000円（互助会給付額）</p> <p><b>医療機関と調剤薬局の自己負担額は合算しません。</b></p> </div> <p>※診療月の2カ月後に公立学校共済組合青森支部に請求されるレセプトを基に自動で計算し、個人口座へ振り込みしますので、請求手続きは不要です。</p>						
<b>死亡弔慰金</b>  <b>【※請求】</b>	<p>会員又は被扶養者が死亡したとき給付</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">会 員</td> <td style="text-align: right;">250,000円</td> </tr> <tr> <td>被扶養配偶者</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の被扶養者</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </table> <p>※公立学校共済組合青森支部に「埋葬料・家族埋葬料請求書」等を提出した場合は自動給付ですので、手続きは不要です。</p>	会 員	250,000円	被扶養配偶者	100,000円	その他の被扶養者	50,000円
会 員	250,000円						
被扶養配偶者	100,000円						
その他の被扶養者	50,000円						
<b>災害見舞金</b>  <b>【※請求】</b>	<p>会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき損害の程度に応じて100,000円～300,000円を給付</p> <p>※公立学校共済組合青森支部に「災害見舞金請求書」等を提出した場合は自動給付ですので、手続きは不要です。</p>						

<b>結婚祝金</b>  <b>【請 求】</b>	<p>会員が結婚（以下の場合を含む。）したとき50,000円を給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再婚の場合</li> <li>・会員である間に挙式をしたが、婚姻の届出が退会後の場合</li> <li>・内縁関係、同性カップルの場合</li> </ul> <p>「結婚祝金請求書」に、戸籍謄本(写)を添付して請求してください。      写しの添付が困難な場合は、婚姻関係を証明する書類を添付してください。</p>						
<b>出産祝金・見舞金</b>  <b>【※請 求】</b>	<p>会員又は被扶養者が出産（妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。）したとき50,000円を給付</p> <p>※公立学校共済組合青森支部に「出産費・同附加金請求書」等を提出した場合は自動給付ですので、手続きは不要です。</p>						
<b>無給付者褒賞金</b>  <b>【自動給付】</b>	<p>会員が前年度中に給付事業のうち、無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったとき5,000円を給付（令和7年度末で終了）</p> <p>※互助会で該当者を確定し給付しますので、請求手続きは不要です。</p>						
<b>退職慰労金</b>  <b>【自動給付】</b>	<p>会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)により退会したとき給付</p> <table border="0" data-bbox="424 1182 943 1317"> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上30年未満</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <p>※互助会で該当者を確定し給付しますので、請求手続きは不要です。</p>	10年以上20年未満	30,000円	20年以上30年未満	40,000円	30年以上	50,000円
10年以上20年未満	30,000円						
20年以上30年未満	40,000円						
30年以上	50,000円						
<b>リフレッシュ 助成金</b>  <b>【自動給付】</b>	<p>会員が在会20年及び30年に達したとき給付</p> <table border="0" data-bbox="424 1529 911 1615"> <tr> <td>在会20年の会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>在会30年の会員</td> <td>20,000円</td> </tr> </table> <p>※互助会で該当者を確定し給付しますので、請求手続きは不要です。</p>	在会20年の会員	10,000円	在会30年の会員	20,000円		
在会20年の会員	10,000円						
在会30年の会員	20,000円						
<b>遺児給付金</b>  <b>【請 求】</b>	<p>死亡した会員に、その年度末に満18歳以下の被扶養者がいるとき給付      1人につき 250,000円</p> <p>該当者に請求書の提出を依頼します。</p>						

### 《厚生事業》

事業名	事業内容等
<b>カフェテリアプラン</b> <b>【請求】</b>  <b>〈新規〉</b>	会員が、健康づくり、生きがいづくり、余暇活動等の多様なメニューから自由に選択し実施した場合、その経費を会員一人当たり7,000円を限度に補助  カフェテリアプランのメニューについては、互助会ホームページをご覧ください。  「カフェテリアプラン請求書」に、領収書等を添付して請求してください。 ※請求書受付期間は10月1日から3月31日まで（年度内1回限り請求可）

### 《教育・文化事業》

事業名	事業内容等
<b>図書館図書贈呈</b>	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈
<b>芸術文化奨励</b>	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
<b>学校図書贈呈</b>	県内の公立小中学校及び県立特別支援学校の小・中学部に、図書を贈呈
<b>教育振興事業補助</b>	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付
<b>校内教育支援センター設置支援事業</b>	県内の公立小中学校に対し「校内教育支援センター」の環境整備に必要な経費を補助

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励、学校図書贈呈及び校内教育支援センター設置支援事業は、「公益目的支出計画」に記載している事業です。

「公益目的支出計画」とは、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した際、それまで公益法人として税制優遇等により法人内部に留保していた財産を、公益的な事業に費消しゼロとするための計画です。